

島根県報

平成20年12月5日(金)

第 2,041 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【告 示】

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報の一部改正(総 務 課) 2県営土地改良事業の工事の完了(農 村 整 備 課) 2保安林予定森林(4件)(森 林 整 備 課) 2

【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定の解除(10件) (文 化 財 課) 4

【人委規則】

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 7

【雑報】

平成20年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者 (建築住宅課) 8

告示

島根県告示第940号

島根県個人情報保護条例第22条第1項の規定による個人情報(平成14年島根県告示第798号)の一部を次のように改正 し、平成20年12月5日から施行する。

平成20年12月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表の島根県育休代替職員登録試験の項中「総合得点及び総合順位」を「総合得点、種目別得点及び総合順位」に改め、同表の島根県非常勤嘱託員採用試験採用区分Iの項中「″」を「総合得点及び総合順位」に改める。

島根県告示第941号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により告示する。

平成20年12月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事	業		名	完了年月日
飯石南 (吉田) 地区用排水施設事業	. (県営中山間]地域総合	計整備事業)	平成20年11月5日

島根県告示第942号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年12月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡吉賀町七日市168-1、168-2、169、169-1、170、170-1、171、1114-9から1114-15まで、1119、1122、1123、1466から1468まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第943号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年12月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

益田市美都町朝倉411から413まで、414-1から414-3まで、415、425-1、428から430まで、434、439、441、442、443-2、451-1、451-2、452、885、885-1、886、892から894まで、896、906、907、907-1から907-4まで、908、908-1、909-1、909-2、910、910-1、910-2、912-1から912-3まで、913、917、918、920-1、920-2、921、923-1、923-2

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第944号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年12月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 益田市匹見町紙祖口706、口710続1
- 2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第945号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成20年12月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 鹿足郡吉賀町柿木村椛谷653、654、662、663-1
- 2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

柿木村椛谷654、662、663-1

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

島根県教育委員会告示第5号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項の規定により、昭和40年島根県教育委員会告示第5号で指定した次の文化財は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により、平成4年文部省告示第12号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月5日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名称	所 在 地	指定解除年月日
昭和40年島根県教育	建造物	水若酢神社本殿	隠岐郡隠岐の島町郡723	平成4年1月21日
委員会告示第5号				

島根県教育委員会告示第6号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項の規定により、昭和43年島根県教育委員会告示第5号で指定した次の文化財は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により、昭和57年文部省告示第21号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月5日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示種別	名称	所 在 地	指定解除年月日
--------	----	-------	---------

昭和43年島根県教育 建造物	美保神社本殿	松江市美保関町美保関608	昭和57年2月16日
委員会告示第5号			

島根県教育委員会告示第7号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項の規定により、昭和44年島根県教育委員会告示第4号で指定した次の文化財は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により、平成4年文部省告示第12号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月5日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名称	所 在 地	指定解除年月日
昭和44年島根県教育	建造物	玉若酢命神社本殿	隠岐郡隠岐の島町下西701	平成4年1月21日
委員会告示第4号				

島根県教育委員会告示第8号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項の規定により、昭和45年島根県教育委員会告示第9号で指定した次の文化財は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により、昭和57年文部省告示第21号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月5日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名称	所 在 地	指定解除年月日
昭和45年島根県教育	建造物	佐太神社本殿	松江市鹿島町佐陀宮内73	昭和57年2月16日
委員会告示第9号		附 竹内宇兵衛筆棟札1枚、		
		指図板1枚		

島根県教育委員会告示第9号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項の規定により、昭和57年島根県教育委員会告示第2号で指定した次の文化財は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により、平成4年文部省告示第91号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月5日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名称	所 在 地	指定解除年月日
昭和57年島根県教育	建造物	焼火神社社殿	隠岐郡西ノ島町大字美田1294	平成4年8月10日
委員会告示第2号				

島根県教育委員会告示第10号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項の規定により、平成3年島根県教育委員会告示第1号で指定した次の文化財は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により、平成4年文部省告示第12号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月5日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名称	所 在 地	指定解除年月日
平成3年島根県教育	建造物	億岐家住宅	隠岐郡隠岐の島町下西713	平成4年1月21日
委員会告示第1号		附 棟札1枚、絵図面1枚		

島根県教育委員会告示第11号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項の規定により、昭和47年島根県教育委員会告示第16号で指定した次の文化財は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により、昭和52年文部省告示第113号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月5日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名称	所 在 地	指定解除年月日
昭和47年島根県教育	絵画	神馬図額	邑智郡邑南町阿須那1834	昭和52年6月11日
委員会告示第16号				

島根県教育委員会告示第12号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項の規定により、昭和34年島根県教育委員会告示第6号で指定した次の文化財は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により、昭和40年文化財保護委員会告示第25号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月5日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名称	所 在 地	指定解除年月日
昭和34年島根県教育	工芸品	鏡像「十一面観音菩薩」	雲南市木次町木次819	昭和40年5月29日
委員会告示第6号				

島根県教育委員会告示第13号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項の規定により、昭和40年島根県教育委員会告示第5号で指定した次の文化財は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により、昭和41年文化財保護委員会告示第32号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月5日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名称	所 在 地	指定解除年月日
昭和40年島根県教育	工芸品	黄櫨匂大鎧残欠	江津市桜江町坂本2842-1	昭和41年6月11日
委員会告示第5号				

島根県教育委員会告示第14号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項の規定により、昭和41年島根県教育委員会告示第4号で指定した次の文化財は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により、昭和47年文部省告示第78号をもって重要文化財に指定され、同条例第5条第3項の規定により島根県指定有形文化財の指定は解除されたので告示する。

平成20年12月5日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

指定告示	種別	名称	所 在 地	指定解除年月日
昭和41年島根県教育	古文書	紙本墨書北島家文書	出雲市大社町杵築東194	昭和47年5月30日
委員会告示第4号				

人 事 委 員 会 規 則

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月5日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第33号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の表第5号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附則

この規則は、平成21年5月21日から施行する。

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月5日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第34号

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和31年島根県人事委員会規則第11号)の一部を次のように 改正する。

第3条の表第5号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

この規則は、平成21年5月21日から施行する。

雑

平成20年10月19日に実施した島根県知事の委任に係る平成20年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者は、次のとおりである。

合格者は50問中33問以上正解の者とする。ただし、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第3項の規定により試験の一部を免除された者は45問中28問以上正解の者とする。

なお、試験問題の正解番号は別表のとおりである。

平成20年12月5日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 望 月 薫 雄

加藤	幹久	森脇	偉之	小林	俊明	矢野	慎治	角田	惠二	田部	高久	扇畑	理恵
日野	剛	糸賀	正明	岸本	秀幸	岡本	正美	石飛	勝彦	大杉	正輝	野津	竜一
川添	克己	三宅	真也	小泉	美穂	周藤	行雄	吾郷	滋	青戸	寛子	山田	大輔
山野湖	 基研吾	浅津	久登	尾添	守	中川	涉	高野陽	易太郎	高尾	伸一	藤原	大輔
渕﨑	洋	宅和	里美	竹田為	泽津子	後長	晋太	藤原	武	北村	恵	大島	由嗣
松本	博	脇田	静夫	山本	淳子	妹尾	学	濱口	稔己	門脇	誠	宮脇	有香
岸本	一郎	生田	啓子	樋口	輝幸	伊藤	良一	山根	豊伸	井上	智介	福田	徹
永瀬	忠	請川	浩一	金山	和弘	小笹み	yはる	鹽野	真弓	浜田	達雄	門脇色	生恵子
岩佐	健二	石井	浩	和田真	美子	三成	敏雄	新田	自由	安原	幹	石原	真一
野津	康敬	山崎	秀雄	森耳	女美	野津	篤	遠藤	雅子	作野	絹代	和田	健哉
水元	俊樹	川島	洋介	古川	純	鎌田	隆司	足立	智成	中野	健太	寺本	篤史
伊藤	哲郎	増田	敏弘	大倉	宏之	茅野	真一	堀尾	泰之	福田	朋之	柳	智
梶原	善一	目次	宏行	廣澤	望	絲原	資也	山﨑才	 大里子	高橋	大基	石本	知典
李	政信	佐野ス	木望未	新井	尚	森本で	 トとみ	近重	昌徳	段原	潤子	永戸	江巳
大畑	康代	中	則人	坂根	伊織	河上	雅彦	佃	英俊	木村	晃	久家	啓治
大谷	久則	宮地	正浩										

別表

11									
問1	問 2	問3	問 4	問 5	問 6	問 7	問8	問 9	問10
1	1	3	4	4	2	3	3	1	1
問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	問18	問19	問20
4	3	4	3	3	2	3	4	2	က
問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27	問28	問29	問30
1	2	1	2	3	4	4	1	2	3
問31	問32	問33	問34	問35	問36	問37	問38	問39	問40
2	4	3	4	4	2	4	1	4	1
問41	問42	問43	問44	問45	問46	問47	問48	問49	問50
2	1	2	3	1	4	2	4	3	2